

放課後児童クラブ保護者連絡システム利用契約仕様書

1. 件名

放課後児童クラブ保護者連絡システム利用契約

2. 目的

放課後児童クラブにおいて、保護者との連絡機能を有したシステムを導入する。児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上及び正確かつ迅速な情報の共有を図り、継続的かつ安全・安心な放課後児童クラブの運営を行うことを目的とする。

3. 履行場所

別紙1「履行場所一覧」のとおり

4. 履行期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで(36 か月)

なお、システムの導入は、履行期間初日の前日までに完了していることとする。

5. 機能要件

別紙2「機能要件一覧」のとおり

6. 運用支援

- (1)発注者が操作を問題なく習得できるよう、システムのマニュアルを作成し、提供すること。
- (2)システムの操作環境等が変更された場合には、随時マニュアルも刷新すること。
- (3)放課後児童クラブの職員に対し研修会を実施すること。

7. 管理運用及び保守

- (1)24時間365日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に市と協議し、通知やお知らせを行うこと。
- (2)問合せ窓口を設け、平日の8時から18時30分の間で対応すること。
- (3)よくある質問(FAQ)や操作手順をまとめた保護者専用のサポートサイトを設けるか、管理画面からマニュアル等を容易に閲覧できるようにすること。
- (4)障害が発生した場合は、速やかに原因を確認し、原因箇所の修正を行うこと。原因箇所の修正完了後は、速やかに障害対応の報告を行うこと。

8. システム構成・セキュリティ要件

- (1)サービスはクラウドサービスで提供すること。
- (2)ブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- (3)冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。
- (4)データのバックアップ、サーバの運用監視、保守については、受注者で実施すること。
- (5)個人情報保護のため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報保護に関する規定を遵守すること。

- (6)受注者はプライバシーマーク又は ISMS 認証(ISO27001)を取得していること。
- (7)データセンターは国内に設置されていること。また、日本データセンター協会(JDCC)が制定するデータセンターファシリティスタンダードのティア4相当の基準を満たした設備であること。

9.見積及び支払方法

- (1)見積は、システム導入に係る初期費用とシステム稼働に係る利用料・通信料・保守費等に別けて算出すること。
- (2)システム導入に係る費用は、導入業務完了後に一括払いとする。システム稼働に係る利用料・通信料・保守費等は、月払とし、利用月の翌月に受注者からの請求に基づき支払う。

10.その他特記事項

- (1)受注者は、本契約の履行に伴い知り得た個人情報その他の情報の一切を他に漏らしてはならない。
- (2)受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。
- (3)受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を、市の指示する目的以外に使用してはならない。
- (4)本調達に必要な人件費等の諸経費は、すべて受注者にて負担すること。
- (5)本調達に必要な部材等については、受注者の責任で手配すること。
- (6)本調達に必要な申請手続きは、受注者が行うこと。
- (7)本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。
- (8)長期継続契約となるため、翌年度以降の歳出歳入予算において、支払うべきシステム利用料について減額または削減があったときは、契約を変更又は解除することが出来ること。

別紙1 履行場所一覧

No	名称	住所	利用数	定員基準数
1	佐野こどもクラブ A	金屋下町 10	1	38
2	佐野こどもクラブ B		1	38
3	中央こどもクラブ	金屋仲町 2428-2	1	44
4	第1 天明こどもクラブ	大祝町 2311	1	44
5	第2 天明こどもクラブ		1	44
6	第3 天明こどもクラブ		1	44
7	第1 植野こどもクラブ	植下町 440-1	1	26
8	第2 植野こどもクラブ	植下町 464-11	1	44
9	第3 植野こどもクラブ	植上町 1272	1	44
10	第4 植野こどもクラブ		1	44
11	第5 植野こどもクラブ	植下町 448-4	1	32
12	第1 界こどもクラブ	馬門町 1531-9	1	44
13	第2 界こどもクラブ		1	44
14	第3 界こどもクラブ	馬門町 1510-1	1	30
15	犬伏こどもクラブ	犬伏下町 1765-1	1	27
16	第2 犬伏こどもクラブ	犬伏下町 1983	1	38
17	第3 犬伏こどもクラブ		1	38
18	第4 犬伏こどもクラブ	犬伏下町 1765-1	1	44
19	犬伏東こどもクラブ	伊勢山町 1426-7	1	44
20	第2 犬伏東こどもクラブ	伊勢山町 1534	1	44
21	第3 犬伏東こどもクラブ		1	44
22	第1 城北こどもクラブ	堀米町 1178-1	1	44
23	第2 城北こどもクラブ		1	44
24	第3 城北こどもクラブ	堀米町 1156	1	44
25	第4 城北こどもクラブ		1	44
26	第5 城北こどもクラブ		1	44
27	第6 城北こどもクラブ		1	44
28	旗川こどもクラブ	並木町 964-8	1	44
29	第2 旗川こどもクラブ	並木町 964	1	22
30	吾妻こどもクラブ	村上町 30	1	43
31	赤見こどもクラブ	赤見町 3082	1	43
32	第2 赤見こどもクラブ	赤見町 3229	1	38
33	石塚こどもクラブ	石塚町 861	1	23
34	第2 石塚こどもクラブ	石塚町 1408-2	1	38
35	出流原こどもクラブ	出流原町 1038-1	1	31
36	田沼こどもクラブ	栃本町 2384-12	1	22
37	第2 田沼こどもクラブ	田沼町 618-1	1	44

38	第3 田沼こどもクラブ		1	44
39	吉水こどもクラブ	吉水町 832	1	44
40	第2 吉水こどもクラブ		1	44
41	栃本こどもクラブ	栃本町 1037	1	44
42	多田こどもクラブ	多田町 998	1	38
43	第1 あそ野こどもクラブ	田沼町 974-4	1	44
44	第2 あそ野こどもクラブ		1	44
45	第3 あそ野こどもクラブ		1	44
46	第4 あそ野こどもクラブ		1	44
47	第1 葛生こどもクラブ	葛生西 3-4-1	1	36
48	第2 葛生こどもクラブ	葛生西 3-4-1	1	36
49	佐野市こども課①	高砂町 1 番地	1	特権管理者
50	佐野市こども課②		1	中間管理者
合計			50	1913

別紙2 機能要件一覧

番号	項目
1 メッセージ機能	
1-1	保護者への一斉連絡機能が搭載されていること また、一斉連絡だけでなく、学年単位や任意の個人などの条件で送信が可能であること
1-2	カレンダー・時刻ダイアログから送信日時を指定できること
1-3	pdf txt jpg png gif doc docx ppt pptx xls xlsx 等のファイルを添付できること
1-4	保護者のメッセージ開封状況を施設側で掌握できること また、未開封の保護者に対しては管理者側から再びメッセージの送信が可能であること
1-5	編集中のメッセージを一時保存できること
1-6	送信予約済みのメッセージの取消ができること
2 欠席等連絡機能	
2-1	欠席等の連絡は年月日、欠席種別、理由を入力して送信できること
2-2	欠席等の連絡受付の締め切り時間を設定することが可能であること
2-3	施設側の管理画面から欠席等の連絡情報が日ごとに一覧表示されること
3 利用者登録機能	
3-1	メールアドレスやブラウザ、アプリケーション(プッシュ通知型)のいずれかまたはすべてで利用できること
3-2	アプリケーションについては、iOS・Androidの双方に対応していること
3-3	利用者登録は、利用者自身で行う仕様となっていること
3-4	ブラウザまたはアプリケーションについては利用者の管理画面にアクセスし、欠席等の連絡ができること
3-5	利用者の管理画面は、フィーチャーフォンにも対応していること
3-6	最低でも所属クラブ、氏名、学年を登録できること
3-7	放課後児童クラブの施設アカウントについては、1アカウントあたり60名以上の児童及び職員を登録できること また、市全体で2,000名以上の児童及び200人以上の職員を登録できること
3-8	利用者の管理画面は、日本語と英語の2か国語以上に対応していること
4 管理者機能	
4-1	管理者アカウントについては、管理範囲を任意に設定できること
4-2	管理者アカウントにより各放課後児童クラブの登録児童の保護者に対し、一斉配信ができること
4-3	必要に応じて、施設アカウントの操作権限設定ができる仕様となっていること